

第3編

基本計画

- 第1章 いきいき個性あふれる人づくり
- 第2章 安心して生活できる健康づくり
- 第3章 安全で豊かに暮らせる環境づくり
- 第4章 活力ある産業づくり
- 第5章 次世代を支える基盤づくり
- 第6章 市民と行政の協働による計画実現に向けて



第1章

いきいき個性あふれる 人づくり

- 第1節 生涯学習の推進
- 第2節 学校教育の充実
- 第3節 青少年の健全育成
- 第4節 生涯スポーツの振興
- 第5節 芸術・文化の振興
- 第6節 国際交流の推進



社会の成熟化の進展により、21世紀型の新しいライフスタイルの創造が求められています。誰もが自分の個性や能力を生かし、生涯のいつでもどこでも自由に学習の機会を選択し、学ぶことができ、その成果が適切に生かされる生涯学習社会の構築が重要となっています。生涯学習は、市民の自主的な学習活動が基本となるものであり、個人としての生きがいや楽しみ、心の豊かさの追求などを通して、市民生活の充実と向上を実現する大きな力となります。

このため、住民の学習ニーズに応じて、多様な学習機会の提供や充実をめぐるなど、相互の関連性を考慮しながら、市民が地域の中で豊かに暮らせる生涯学習のシステムと、自己実現を目指す市民の自主的な学習活動を支援するため、行政におけるすべての施策において、生涯学習の視点に立って、加西市らしい特色のある学習環境や推進体制の整備を図り、あらゆる学習機会を総合的に整備充実していきます。

現況と課題

1. 生涯学習の基盤整備

豊かさやゆとりを日々の生活の中で実感でき、加西に生きる喜びを感じ、夢を持って広範な文化、学習、スポーツ活動によって個性や能力を伸ばし、充実感や生きがい、人間関係を育てようとする傾向が強まっています。

情報化、国際化、高齢化の進展、科学技術の革新や生産システムの進展、社会経済状況の急激な変化など、めまぐるしく社会が変化の中で、新しい知識や技術の習得への市民の欲求が高まっています。

これらのことから、人生80年時代では学校・家庭・地域を生涯学習の場として総合的に捉え、生きがいや自己実現、生活の向上、生涯にわたって学び、市民一人ひとりが余暇時間の充実やライフスタイルに応じて、ニーズに即した学習機会を選択できる学習環境づくりを進める必要があります。

さらに、都市化、核家族化、少子化などに伴い、個人生活への志向が強まり、市民の公共心や連帯意識の希薄化が指摘されている今日、家庭や地域の教育力の活性化が求められています。

今後、生涯学習社会の構築に向け、行政各分野はもとより、学校、関係機関・団体、企業等との連携強化を図りながら、体系的、総合的に推進体制の整備を図っていく必要があります。多角的な生涯学習を推進できるよう、専門的能力を持った指導者を幅広く養成する必要があります。

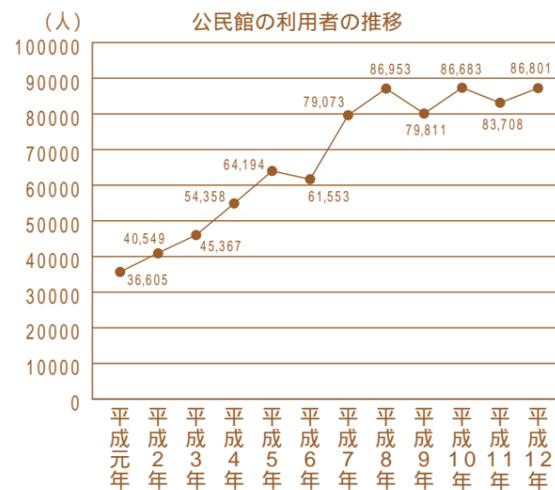
市民の学習ニーズの多様化・高度化に応える学習機会の充実と自主的・自発的な学習活動に結びつける学習情報の提供を充実する必要があります。

2. 生涯学習の充実

加西市で生きることの喜びや誇りを感じ、もっと夢を語り合い、市民一人ひとりが創意を生かして、まちづくりの主人公になれる、市民本位の加西らしい風格のあるふるさとづくりに生涯学習の果たす役割が期待されています。

勤労市民を対象にした事業展開を心掛けるとともに、リカレント教育（学校教育を終了し、社会に出た後、必要があれば再び学校に戻り学習する教育）を支援していく必要があります。

高齢者教育については、高齢者の能力活用と生きがいづくりの観点から、カリキュラムにもできるだけ高齢者の意見を反映させるとともに、運営についても自主運営を基調とした自由かつ柔軟な体制づくりが望まれています。



資料：教育委員会

情報化社会からの便益を市民誰もが享受でき、今後ますます進行する国際化社会へ円滑に移行できる体制を整えるため、生涯学習を積極的に活用していく必要があります。

3. 人権教育の推進

加西市では、基本的人権の保障をうたった憲法や教育基本法をはじめ、諸法令に則り、人権尊重の精神を高め、共に生きる社会を目指す教育を推進してきました。

女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・外国人の増加など、社会の急激な変化に伴って人権に関する新たな課題が生じています。時代の変化に対応し人権尊重の精神に満ちた住みよい社会の実現を目指し、啓発方法の工夫や学習機会の充実を図る必要があります。

施策

1. 生涯学習の基盤整備

基本方向

市民一人ひとりの多様な学習ニーズに応えられ

る学習環境の実現に向け、行政、民間、学校等が連携した生涯学習の支援体制づくりを進めるとともに、専門的な指導者の養成・確保に努めます。

市内各地域は、それぞれ、歴史・文化や自然環境、社会条件などに特色をもっており、今後、地域の特色を生かした生涯学習推進の拠点となる施設の充実を図るとともに、多種多様な学習情報を提供するためのネットワーク化を推進します。

人生の各段階に応じた多様な学習機会を提供するとともに、学習成果の適切な評価と活用場の確保に努め、学習の蓄積が重視される社会づくりを進めます。

施策体系 — 生涯学習の基盤整備

- 生涯学習を支援する体制づくり
- 生涯学習施設の整備充実
- 学習者への適切な学習機会の提供
- 学習の成果を活かす機会の充実

(生涯学習を支援する体制づくり)

生涯学習を推進するため、教育的機能をもつ事業を総合的に調整する推進体制を整備します。近隣市町との共同事業の実施や支援に努めるとともに、市民の意向を反映させる総合的な協議機関の設置を検討します。

生涯学習を推進するため、社会教育主事、司書、学芸員等の人材の確保に努めるとともに、ボランティアによる生涯学習指導者の募集等を行い、多角的な生涯学習を推進できるよう指導者同士の交流も含め、専門的能力を持った指導者を幅広く養成します。

ボランティアという個人の意志による活動だけでなく、民間非営利の立場で活動するNPOの法人格の取得を支援し、NPOによる生涯学習の推進も図ります。

市民の生涯学習を支援するため、行政、民間、学校等がそれぞれの分野における専門性を発揮しながら協力できる体制づくりを進めます。

(生涯学習施設の整備充実)

市民が自由かつ気軽に利用できるように、公民館等の生涯学習拠点施設の充実を図ります。また、各地区の公会堂等を生涯学習活動に利用することを一層推奨していきます。市街地再開発ビル内に新図書館並びに地域交流センターを設置することとしており、これからの時代ニーズにあった各種情報サービスの提供も含めた市民のオアシス・学習の場としての整備を進めます。

(学習者への適切な学習機会の提供)

地域における学校教育、生涯学習および文化・

芸術・スポーツ関連団体と連携し、市民の自ら学ぶ意欲を喚起するため、インターネット等による各種学習情報の提供やマスコミ等広報媒体による情報提供の充実を図ります。

学校週5日制の導入などによる自由時間を生かして、青少年の自主性を尊重しながら、自然体験、ボランティア活動などの豊かな体験や活動ができる機会や場の充実に努めるとともに、こうした体験や活動へ青少年が積極的に参加するよう奨励していきます。

生涯学習を通して女性の自立や社会への参画を促進するため、様々な学習活動の場を提供し、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを推進します。

(学習の成果を活かす機会の充実)

市民の学習活動を積極的に評価するため、その学習成果を顕彰する制度創設などを検討します。

ボランティア活動は、学習の成果を活かすだけでなく、活動そのものが自己開発、自己実現につながることから、生涯学習の成果をボランティア活動に活かすことができる環境や条件の整備を積極的に推進・支援するとともに、ボランティアに関する情報提供や相談・研修を充実します。また、ボランティア活動時の事故に対して保険等の対策を講じ、環境整備に努めます。

2. 生涯学習の充実

基本方向

市民各々の生涯の各時期において、多様化、高度化する学習ニーズに対応した継続的・体系的な学習機会を充実するとともに、情報化や国際化への対応など今後ますます市民生活とのかかわりが大きくなる事項についても取り組みを深めます。

施策体系 — 生涯学習の充実

- 学習機会の拡充
- 世代間交流の推進
- 情報化、国際化への対応

(学習機会の拡充)

勤労市民等に対して各種講座やセミナーをはじめ、環境問題等の現代的課題への多様な学習機会の拡充を図るとともに、学習需要が潜在している人々に対して、学習しようとする意欲や関心を高める啓発活動を推進します。

公民館活動については、市民組織による運営体制の強化に努めるとともに、時代の変化に対応した事業を展開します。また、館外教室など地域活動の充実を図ります。



(世代間交流の推進)

生涯学習の場を通して、異世代との交流活動を図ることにより、文化の伝承や世代間ギャップの解消に努めます。

高齢者のサークル活動を促進するとともに、新しい知識や技術を身につける老人大学の充実など自主性・柔軟性のある高齢者教育を推進します。

高齢者が生きがいをもって社会参加できるように高齢者の知恵や専門的な知識・技術を生かした人材活用事業とも連携を図り、高齢社会を元気で楽しく過ごせる環境づくりを進めます。

(情報化、国際化への対応)

公民館等においてインターネットに接続できる環境整備を図るとともに、市民がパソコンを使用し、情報活用能力を高めることの重要性を啓蒙します。

加西市内に在住する外国人と市民がふれあう機会を定期的に設け、異文化、異言語に開かれた国際理解の学習を推進します。

3. 人権教育の推進

基本方向

自他の尊厳を認め、正しい知識に基づいた合理的精神や社会連帯意識を身につけ、差別や偏見を取り除こうとする人間を育成するため、「ともに生きる社会づくり」をめざしながら、同和問題など様々な人権問題の解決に向けての諸施策を積極的に推進します。

「人権教育のための国連10年」や国の人権擁護推進審議会答申、県の人権啓発・教育に関する基本方針等の趣旨を踏まえ、人権文化を構築するために、あらゆる場を通して人権教育の充実を図ります。

施策体系 — 人権教育の推進

- 社会教育における人権教育の推進
- 企業その他一般社会における人権教育の推進

(社会教育における人権教育の推進)

地域の自治会や各種団体等のネットワークを深め、市民の正しい理解と認識を図ります。このため、各組織の協力を求め、市民の学習ニーズに応えながら人権が身近な学習課題になるよう創意工夫した啓発活動を展開します。

(企業その他一般社会における人権教育の推進)

地域企業の相互連携を図り、共生の観点に立った積極的な啓発活動を展開し、市民の正しい理解と認識を深めます。



科学技術の進歩、産業構造の変化、情報化、国際化、高齢化が進み、一方において高学歴化、少子化が進む中で、公教育が果たすべき役割と使命はますます大きくなっています。特に、義務教育である小・中学校では、個人の尊厳を重んじ、人格の形成をめざし、国民として必要な基礎的・基本的な資質を備え、心身ともに健康な人間を育成することが求められています。

このため、学校・家庭・地域の教育力を高めるとともに、互いに連携を図りながら、豊かな人間性を育む学校教育へと充実させていきます。

現況と課題

1. 学校教育の充実

少子化、核家族化、都市化の進展、地域社会の連帯感の希薄化といった社会現象の中で、子どもたちの生活体験や自然体験の不足が指摘されています。家庭や地域社会の教育力の低下や学校教育に対する過度の依存、受験競争の過熱化などが問題となっており、こうした状況の中で、不登校やいじめの解決が緊急の課題となっています。

今後一層、情報化、国際化、科学技術の発展といった社会の急激な変化に対応できる力を育成するとともに、生涯にわたって、たくましく、個性豊かに、主体的、創造的に生きていくことができる資質や能力を育成することが求められています。

生涯学習体系への移行が進む中で、学校教育には、子どもたちが、自分の個性や可能性を發揮して、様々な対象に進んでかかわり、自分の課題を見つけ、主体的に考えたり、判断したり、表現したり、解決できるなどのいわゆる「生きる力」を養う学習活動への転換を図り、生涯を

保健所・幼稚園児数の推移

年度	区分	箇所数			園児数		
		公立	私立	合計	公立	私立	合計
昭和45年度	保育所	9	6	15	669	588	1,257
	幼稚園	1	1	2	180	115	295
	小計	10	7	17	849	703	1,552
昭和55年度	保育所	12	5	17	1,034	450	1,484
	幼稚園	3	1	4	437	110	547
	小計	15	6	21	1,471	560	2,031
平成2年	保育所	10	5	15	651	385	1,036
	幼稚園	10	1	11	572	92	664
	小計	20	6	26	1,223	477	1,700
平成12年度	保育所	10	5	15	515	357	872
	幼稚園	11	1	12	389	80	469
	小計	21	6	27	904	437	1,341

資料：市民福祉部・教育委員会

たくましく生き抜いていく基礎を培うことが求められています。学校相互の交流や地域との連携を図りながら、積極的に魅力と特色ある開かれた学校づくりに

努めることが求められています。

初等・中等教育に対する市民の要望に応じるため、個性・能力等を十分に伸ばす指導を展開するとともに、地域独自の特色あるテーマを取りあげ、特色ある学校とするよう地域全体で盛りたてる必要があります。

学校、家庭、地域社会が、それぞれの教育力を發揮し、連携を密にすることによって、子どもの生活全体にゆとりと潤いがある教育を実感できる教育を推進することが重要な課題となっています。

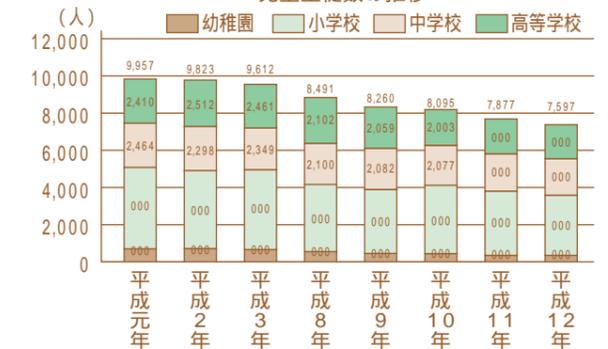
2. 高等教育の充実

活力ある加西新時代を築くため、高等教育機関には、急速な技術革新、経済構造の高度化・複雑化、国際化および情報化の進展などに対応し、各方面で活躍しうる創造性にあふれた人材を養成することが求められています。

また、多様化、高度化する市民の生涯学習ニーズへの対応とともに、学術研究の振興による加西市の文化レベルの向上や産業の高度化などへの貢献が求められています。

より高度な教養と専門的な知識、技能を習得したいという市民の高次教育への要望や教育文化の向上を図るとともに、より多くの優秀な人材を加西市に定着させるため、市内に大学、短期大学、専門学校等の誘致を図る必要があります。市経済の活力を増進し、技術革新等により新規分野の開拓に努めるためには、大学、専門学校等と産業界との連携が極めて重要ですが、加西市では、共同研究、委託研究等産学官交流の実績が少なく、職業人の再教育(リフレッシュ教育)、学術情報の提供の機会も十分ではありません。このため、大学、専門学校等の高等教育機関と地域との連携を強めていく必要があります。

児童生徒数の推移



資料：教育委員会

施策

1. 学校教育の充実

基本方向

社会の変化に主体的に対応し、活力ある社会を創造していく力を培うため、自己教育力の育成と個性と能力を伸ばす教育を推進します。

文化・体育活動や自然体験、奉仕体験などの多様な体験的活動を通して、豊かな心と感性を育むとともに、公共性に富み、他者を思いやり、たくましく生きる人間の育成に努めます。

施策体系 — 学校教育の充実

- 幼児教育の充実
- 小・中学校教育の充実
- 障害（児）者教育の充実
- 高等学校教育の充実
- 時代の進展に対応した教育の充実
- 教職員の人材確保と資質向上
- 学校施設の整備
- 週5日制に対応した教育の推進
- 開かれた学校づくりの推進
- 健康づくりと防災教育の推進
- 健康づくりに資する食教育の推進
- 人権教育の推進

（幼児教育の充実）

様々な体験活動を積み重ね、豊かな心と感性の育成を図ります。

小学校以降の生活や学習の基礎づくりとして、幼稚園期にふさわしい生活を通して創造的な思考や主体的な生活態度の習得に努めます。

幼児の主体的活動を十分に確保するとともに、一人ひとりの行動の理解と発達に基づいた育児環境を計画的に構築し、個に応じた望ましい育成を促します。

家庭や地域社会との連携を十分に図りながら、幼児にとって豊かな生活体験が得られるよう工夫します。

障害児に対する理解を深め、一人ひとりの実態に即した教育内容や指導の改善充実を図るため、障害児学級の設置・拡充、さらには教育施設の整備を検討します。

幼児期とりわけ0才～3才児の子育てを支援するための子育て学習センターや、地域ニーズの高い幼稚園での預り保育等を充実します。

（小・中学校教育の充実）

子どもの可能性を生かし、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの育成を重視する新しい学力観に立った教育を推進します。

児童生徒一人ひとりの個性を生かし、能力・適性に応じた教育を充実させるため、体験的な学習、問題解決的な学習、チームティーチング等、指導方法の工夫や選択履修幅の拡大を行うなど総合的な学習の時間の充実と教育課程の弾力化を図ります。

児童生徒が自らの生き方を考え、将来の展望に

立って進路を選択できるよう、自然学校やトライやるウィーク、さらには地域と連携した授業を通じて社会的に自己を実現していく能力を伸ばせるよう指導・援助します。

児童生徒が人間としてのあり方・生き方や生命の尊さを自覚し、心豊かでよりよく生きていくことができるよう道徳教育を一層充実します。

児童生徒に他人を思いやる心や公共心を養うため、ボランティア教育を推進するとともに、児童生徒が主体性を持ってたくましく生きていくために、豊かな心を育む教育を推進します。

ふるさととの豊かな自然や文化を尊重し、郷土愛と誇りをもって生きる人間を育成するため、ふるさと教育を推進します。

学校教育の中で、生き物とのふれあいを通して、命の大切さを実感させる環境教育・環境学習を推進します。

養護が必要な児童の障害の種類や程度等に応じた養護学校の充実を図ります。

（障害（児）者教育の充実）

生徒の進路希望や障害の状態に対応した職業自立を目指す教育を行うため、一人ひとりのライフスタイルを見通した進路指導を進めるとともに、現場実習等の体験を重視した教育内容の一層の充実を図ります。

障害児に対する正しい理解と認識を深めるため、啓発資料の配布や講習会を開催するとともに、養護学校や障害児学級と小・中・高等学校との継続的な交流活動を進めるなど、地域に密着した交流教育を推進します。

障害のある人々に多様な学習の機会を提供するとともに、市民に対して障害者問題についての学習の機会を積極的に設け、正しい理解と認識を深めます。

（高等学校教育の充実）

自らの意志と責任で進路を決定する能力・態度を育成するため、ホームルーム活動、地域との連携、大学や企業での体験学習等の推進を要望します。

積極的な社会参加を促し、身近な社会に対する関心や社会の構成員としての自覚を深めさせるため、課外活動等の奨励を要望します。

既存校舎の計画的なリフレッシュや空調設備の整備など教育環境の向上を図るとともに、教育内容の多様化に対応し、生徒の学習・生活活動の場としてふさわしいゆとりとうるおいのある学習環境の整備・充実を要望します。

（時代の進展に対応した教育の充実）

市内全部の小学校および中学校に教育用コンピュータの充実を図るとともに、校内LANやインターネット、イントラネットの整備を行い、情報活用能力の育成や学習意欲を育てる情報教育を推進します。

国際化の進展に伴い、我が国の伝統と文化を尊重する態度や国際社会の中で主体的に生きる人間を育成するため、国際理解教育を推進します。児童生徒が環境に対する正しい理解を深めるとともに環境保全に参加する態度を養うなど、環境問題解決のための環境教育を推進します。

生徒の柔軟な発想を大切に、体験的な学習を通して科学的なものの見方や考え方など自ら考える力や創造性を育成します。

不登校やいじめの問題などに対応するため、スクールカウンセラーの配置、カウンセラーの派遣、主任児童委員との連携など、教育相談活動の充実とその制度化を図るとともに、生徒指導に関する研修を深め、学校・家庭・地域社会とのより一層の連携を推進します。

（教職員の人材確保と資質向上）

優れた能力と意欲を持った教職員の確保に努めるとともに、全市的な視点から教職員の適正な配置に取り組みます。

教員の資質向上を図るため、総合教育センター等において時代や社会の変化に的確に対応した研修の充実を努めるとともに、教員の自発的な研修、学校における研修、企業における研修等を推進します。

できる限り多くの教員に対して、短期・長期の社会体験研修の機会を設け、資質や技能の向上を図ります。

学校事務の情報化を図り、事務処理の能率化、効率化を図ります。

（学校施設の整備）

幼児教育の充実に向け、今後の幼稚園・保育所の方向性を総合的に検討するとともに、保護者の希望等に対応した幼稚園整備を進めます。

児童生徒の読書活動を充実することによって、自ら学ぶ意欲や情報活用能力を育むとともに、豊かな感性や人間性を育成するため、小・中学校図書館の充実を図り、読書指導を推進します。

既存小・中学校の校舎を計画的にリフレッシュし、安全で快適な教育環境の充実を図るとともに、生涯学習の場として提供でき、児童生徒だけでなく、地域住民も利用できる施設整備を促進します。

（週5日制に対応した教育の推進）

教育水準の維持に努めるため、基礎的、基本的事項の厳選や、指導内容・指導方法の全体にわたる工夫改善を進めるとともに、各学校の実状を考慮しつつ、児童生徒の学習負担に配慮しながら総合的に行います。

家庭や地域社会での行事やボランティア活動等の体験活動への主体的な参加を促し、学校外活動の充実を図ります。

（開かれた学校づくりの推進）

地域の人材協力のもと、自然や文化財などを活用して、学校を地域に開放し、開かれた学校づくりを推進します。

家庭や地域と連携・協力して子どもたちの健やかな成長を図るため、学校評議員制度を導入するなど、より地域に信頼された開かれた開かれた学校づくりに努めます。

（健康づくりと防災教育の推進）

児童生徒一人ひとりに応じた心身の健康問題等に対応するため、指導者の資質向上を図るとともに、指導・相談体制を充実します。

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、児童・生徒の安全の確保と地域住民の一時的な避難場所としての役割に応じられるよう学校施設の防災機能を強化するとともに、学校・家庭・地域が連携協力した地域ぐるみの防災教育を推進します。

（健康づくりに資する食教育の推進）

生きるために不可欠な食料の供給を図る農林水産業や、生涯を通じて健康につながる食生活に関する「食」教育の展開を図ります。

（人権教育の推進）

学校教育全体のなかで、豊かな感性を育み、思いやりの気持ちや友情を尊ぶ心を育てるとともに、正しい価値観、正義を重んじるなどの道徳的実践力や判断力を身につけ、差別や偏見をなくす心や態度を培います。

2. 高等教育の充実

基本方向

次世代の加西を担う、高度な専門的知識・能力を備えた人材を養成し、加西市の文化、国際交流、産業などの各分野における先導的役割を果たすため、大学等との連携・立地を促進します。

施策体系 — 高等教育の充実

- └ 高等教育機関との連携・立地促進

（高等教育機関との連携・立地促進）

市民が高度な専門的知識や、先端の知見にふれられるよう、大学等による定期的な講座開設等、高等教育機関との連携のあり方を検討します。創造性あふれた人材の育成、若者の定着化、文化の向上を図るため、大学、短大および専門学校等の誘致を推進します。



急激に変化する社会の中で、次代を担う青少年を育成していくためには、青少年自身が取り組むべき課題を持ち、自らの個性と能力を伸ばし、社会の構成員としての自覚をもって行動していくことが大切になります。このため、青少年の自主性や主体性を尊重し、発達段階に応じた支援を行うとともに、家庭・学校・地域・職場においてその教育機能を高めながら、相互に連携しつつ、その条件整備に努めます。

現況と課題

1. 家庭教育の充実

核家族化、少子化、少年犯罪の多発化、地域における連帯感の希薄化および女性の就労機会の拡大等、家庭を取り巻く環境が激しく変化の中で、家庭教育の重要性がますます高まっています。このため、家庭や地域社会の教育機能の活性化を図り、あたたかな家庭づくりが必要です。

家庭は子どもの成長発達に関わる根本的な役割を担うものであることから、親子関係を中心とした家族集団の中で、心豊かに育てることにより子どもの望ましい生活習慣の形成を図っていくことが重要となっています。

高齢化社会や少子化社会においては、家族はどうあるべきか、男女共生社会における家庭内の役割分担を見直し、家族のあるべき姿が問われている時代となっています。

2. 地域の教育力の強化

急激な都市化の進行の中で、社会構造やライフスタイルの変化とともに共同体意識が希薄になるなど地域社会は大きく変容しました。

また、子どもが他人を思いやる気持ちやコミュニケーション能力などを身につけたり、自分らしさを発見することに大きな役割を果たしてきた地域社会における遊びや異年齢集団との交流、地域の人々とのふれあいが失われてきていることから、地域社会の教育力の向上を図ることが求められています。

3. 青少年自身の実践活動の促進

社会の豊かさの中で、青少年のほとんどが物質的に恵まれ、素直で、感受性が強く優しい性格を持つようになっています。その一方で、高学歴化を求める社会的風潮と少子化傾向とが相まって過保護にされすぎ、自主性に欠けがちな青少年が増加しています。このため、自分なりの人生目標や理想をもち、若者らしい情熱と強い意志でこれを追求し、学び続ける心を育てる必要があります。

家庭の核家族化が進み、個人尊重の意識が高まる一方で、人間関係が疎遠になり、仲間意識の希薄化を招き、地域を基盤とした青少年活動に

大きな影響を及ぼしているため、社会の一員としての自覚と行動力を養う必要があります。

4. 青少年育成環境の整備

深夜営業による社会生活の24時間化、メディアの多様化、地域のつながりの弱体化による社会の非行抑止機能の低下等、青少年の生活に大きな影響を及ぼす社会変化が生じていることから、青少年の健全育成を図る環境づくりを行う必要があります。

社会経済情勢の変化につれて家庭や地域の環境も変化しているため、家庭、学校、地域が持つそれぞれの教育機能を高め、その連携が求められています。

共働き家族やひとり親家族の増加等、青少年を取り巻く家庭環境の変化により、家族間の信頼関係の希薄化、家族の孤立、父親像の喪失等人間形成の基盤である家庭機能の低下が問題となっています。



青少年自身の実践活動

施策

1. 家庭教育の充実

基本方向

家庭と地域の教育力を高め、あたたかな家庭づくりを推進するため、多様な学習機会を充実するとともに、学習情報の提供と相談事業の充実を図ります。

施策体系 — 家庭教育の充実

- 学習機会の充実
- 情報提供と相談の充実
- 家族ふれあい事業の推進

(学習機会の充実)

親子の望ましい人間関係や子どもの基本的な生活習慣を育むことなどが、家庭で十分行われるよう啓発に努めるとともに、子どもの豊かな感性や人を思いやる心などが家庭で身につけられるよう、父母の学習機会を充実します。

P T Aをはじめ、各種団体などの活動を活性化するとともに、特に父親の家庭教育への参画を

促進するなど、地域全体で子どもの教育環境を向上させていくとともに、子育てを支援するボランティアや家庭教育に関する指導者を養成します。

(情報提供と相談の充実)

家庭は、子どもが基本的な生活習慣や人間関係を身につけ、自立していくための人間形成にとって、最も基本的な生活の場としての役割を担っているため、家庭の役割を十分果たせるような情報提供、相談体制づくりを行います。

親の子育てに関する不安や悩みを解決するため、関係機関で学習資料の作成・提供等を行うとともに、子ども情報センターなどの関係機関が連携した体制づくりを推進し、相互のネットワーク化を進め、相談活動の充実を図ります。

(家族ふれあい事業の推進)

家族、特に父親が子育てに対する責任を自覚し、愛情を持って、心身健やかに育てることが大切なことから、家族のふれあい事業を推進します。親と子、家族が共に楽しく学ぶことができる様々な体験や活動機会の充実に努めます。

2. 地域の教育力の強化

基本方向

P T Aや子ども会、自治会など地域で展開されている様々な活動の活性化やネットワーク化を進め、地域社会の中で子どもを育てる教育コミュニティの形成を図ります。

施策体系 — 地域の教育力の強化

- 学校空き教室の地域への開放
- プレーリーダーの育成
- 見学・体験活動の拡大

(学校空き教室の地域への開放)

地域社会で展開されている文化、スポーツ、ボランティアなどの多様な活動を通じ、地域ぐるみで子どもたちを育てていくための環境整備を図るため、学校の空き教室の地域への開放を進めます。

(プレーリーダーの育成)

地域の人々やボランティアなどの人材をプレーリーダーとして育成し、野球・サッカーなど様々な運動を通して、青少年同士の交流を促進します。

(見学・体験活動の拡大)

企業の協力を得て、子どもたちのものづくり等についての興味を深めるため、積極的に事務所や工場を開放する機会を設け、見学活動を拡大します。

商店や農家等の協力を得て、ものづくりの作業や商業活動、農作業などの見学・体験活動を推進します。

3. 青少年自身の実践活動の促進

基本方向

子どもの成長を支援するために、青少年の成長段階に応じた指導、援助を行い、地域活動、ボランティア活動等への参加を促進し、自らの発想によって計画・実行し、その努力の中から自主性や連帯性を培うことに対し支援を行います。

施策体系 — 青少年自身の実践活動の促進

- 青少年の社会参加・自主活動の推進
- 青年活動の促進
- 自主性と社会性のかん養

(青少年の社会参加・自主活動の推進)

青少年が「心身ともに健やかで、自らの考えを創造し、他人に対する思いやりを持って生きる」ことにより、地域活動等に積極的にたずさわることができるよう青少年自身の努力を喚起します。

地域において、青少年が抱えている悩みや問題に対応できる相談体制や援助ネットワーク体制の整備を行います。

(青年活動の促進)

青年サークルなどの活動のほか、市内外の交流・研修への参加を促進し、青年同士の交流機会の拡充に努めます。

また、ボランティア活動への青年層の参加を促進するとともに、活動成果の発表機会の拡充を通して、まちづくりを担う青年層の人材育成を図ります。

(自主性と社会性のかん養)

子どもは、その成長過程において、多くの体験や他者との関わりを通して、社会性を学び、自我を確立し、自己形成へと発達していくことを踏まえ、子どもたちが自主的に運営するグループ活動の支援を行います。



4. 青少年育成環境の整備

基本方向

青少年が豊かな創造力や自主性をもった健康でたくましい人間として成長するため、家庭・学校・地域・職場が一体となって取り組むことのできる環境づくり・基盤づくりを推進します。

施策体系 — 青少年育成環境の整備

- ゆとりの中で生きる力を育む学校教育
- ふれあいと活力ある地域づくり
- 活動リーダーの育成
- 青年教育の場の充実
- 各種団体による巡回パトロールの実施

（ゆとりの中で生きる力を育む学校教育）

子どもの生きる力の育成を基本として、ゆとりのある環境で、知・徳・体のバランスのとれた教育を展開するとともに、生涯学習の基盤となる資質を育てます。

（ふれあいと活力ある地域づくり）

青少年がボランティア、環境保全、地域行事、文化、スポーツレクリエーション活動等様々な体験活動を通して、様々な世代の人々との出会いや交流の機会と場の充実に努め、地域における社会活動への参加を推進します。豊かな自然の中で様々な体験を通して、よりたくましく感性に富む青少年育成のため、野外活動施設の整備充実を図ります。

（活動リーダーの育成）

青少年活動の指導のため、リーダーの発掘・養成に努め、高校生リーダー等の青少年リーダーの育成を図ります。

（青年教育の場の充実）

次代を担う青年が充実した青年期、青壮年期を送れるよう、青年教育や体験活動などの学習機会の充実を図ります。また、青年が様々な体験を通じて郷土に対する愛着や愛情を育む体験の場の充実を図ります。

（各種団体による巡回パトロールの実施）

青少年の健全育成を図るため、青少年補導センター、PTA等による定期的な巡回パトロールを行います。



スポーツは、心身の健全な発達に資するだけでなく、多くの人々に夢と感動を与え、市民の生活を明るく豊かにするための重要な活動です。今後生涯を通じたスポーツ・レクリエーション志向は、余暇時間の増大と相まって一層高まっていくものと思われます。このため、身近なスポーツの振興や多様化するスポーツ・レクリエーション志向に対応できる環境づくり、スポーツイベントによる地域スポーツの振興を積極的に推進していきます。

促進し、スポーツへの関心を高め、豊かな生活や地域の活性化を促進するものです。

平成元年より加西市で開催されている兵庫県郡市区対抗駅伝競走大会は、加西市で最大のイベントであり、県下より多数の選手と応援の人達が訪れます。他のスポーツ大会も積極的に誘致して、さらに地域振興を図る必要があります。

現況と課題

1. レクリエーションスポーツの振興

生活水準の向上や余暇時間の増大、急速な高齢化などに伴い、スポーツに対する関心が年々高まり、健康の保持増進や生きがいづくりを求め、日常生活の中でスポーツレクリエーションとして楽しむ人々が増加しています

多くの人々が、それぞれのライフステージに応じ主体的・継続的にスポーツに親しみ、明るく豊かで生きがいのある生活が営まれるよう、多様なスポーツプログラムを提供したり、使いやすい施設利用を促進するなど、利用者ニーズに合ったスポーツ環境をつくる必要があります。

2. コミュニティスポーツの振興

急速に進む少子高齢化や情報化社会への変革など社会構造の急激な変化に伴い、青少年が屋外で遊ぶ姿を見る機会が激減しました。これと呼応するように地域や家庭の教育力が著しく低下してきています。

すべての市民が主体的、継続的に「地域におけるスポーツ活動」を促進することで、青少年にスポーツによる交流を促し、ルールやマナーを体得させ、健全な青少年の育成を図るとともに市民の健康づくりを推進していく必要があります。

3. スポーツ施設の整備・充実

加西市では、スポーツ活動が市民の健康的で活力ある生活の上で不可欠であるという認識のもと、スポーツ施設の整備や体育指導者の育成を図ってきました。

市内には、加西球場をはじめ勤労者体育センターなどスポーツ施設を整備していますが、市民のスポーツ熱は高く、総合体育センター、陸上競技場、市民プール等の整備が望まれていることから、多様なニーズに対応できる施設整備の検討と既存施設の整備・充実が求められています。

4. 競技スポーツ大会の誘致

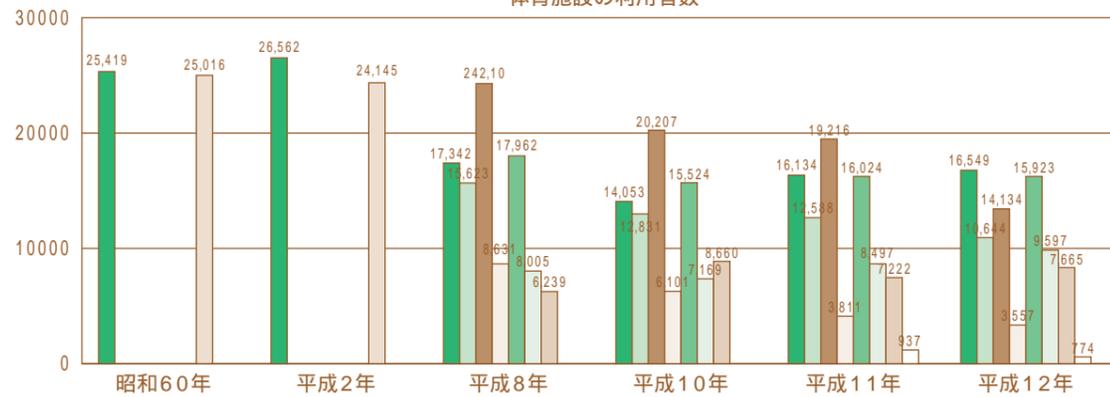
スポーツ大会は、選手のひたむきな姿を直接市民が目にあたりにすることができ、地域住民に夢と希望と感動を与え、コミュニケーションを

第4節 生涯スポーツの振興

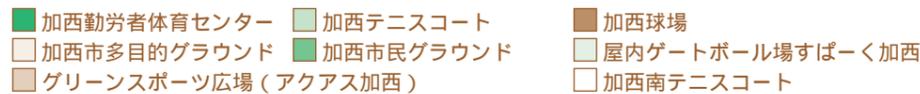
加西市体育施設一覧

施設名	所在地	運営方式	管理運営主体	利用開始年度	利用時間		休日	年間 会館 日数	施設の内容	敷地・施設 延べ面積 (m ²)
					開始時間	終了時間				
加西勤労者 体育センター	玉野町 1124-5	委託	加西市 都市 施設公社	S56	(下記以外) 9:00	22:00	水 年未 年始	309	バレーボール 2面 バスケットボール 1面 卓球 10台 バドミントン 2面	720
加西テニスコート	玉野町 1124-4	"	"	H5	"	"	"	309	テニス 2面	8,106
加西球場	玉野町 1126-1	"	"	H4	"	"	"	309	軟式野球 ソフトボール	12,633
加西市多目的 グラウンド	玉野町 1126-1	"	"	H4	"	"	"	309	加西球場の サブグラウンド	4,986
加西市民 グラウンド	北条町西高室 592-1	"	"	S40	"	"	"	309	軟式野球 ソフトボール	10,160
屋内ゲートボール場 すばく加西	北条町北条 1320-1	"	"	H7	"	"	"	309	ゲートボール 2面	1,100
グリーンスポーツ広場 (アクス加西)	西上野町 17	"	"	H8	"	"	"	309	サッカー 1面	8,380
加西南テニスコート	網引町 2001-15	"	"	H11	"	"	"	309	テニス 2面 多目的広場 ゲートボール 1面	1,600

体育施設の利用者数



資料：教育委員会



施策

1. レクリエーションスポーツの振興

基本方向

市民一人ひとりが生涯の各時期にわたって、それぞれの体力や年齢に応じて、いつでもどこでも誰でもスポーツに親しむことができる豊かなスポーツライフを実現します。

施策体系 — レクリエーションスポーツの振興

- ウォーキングの振興
- 自然歴史探訪歩け歩け運動の振興
- スポーツ教室の推進
- 指導者の養成・活用

(ウォーキングの振興)

街中を歩く市民のため、ウォーキングロードの整備に努めるとともに、夜間のウォーキングにも配慮して、街灯の整備に努めます。加西ウォーキングディを設定して、市民ウォーキングの振興を図ります。

(自然歴史探訪歩け歩け運動の振興)

加西市の自然や歴史が満喫できるコースを検討の上、ガイドブックを作成し、「歩け歩け運動」を促進します。

(スポーツ教室の推進)

市民が身近にスポーツを親しめるよう、公共施設を利用したスポーツ教室を推進し、スポーツ種目や開催場所などについて住民ニーズを的確に捉え、多様なスポーツプログラムを提供していきます。

(指導者の養成・活用)

市民がライフステージに応じて、自らのニーズに基づくスポーツ活動を行えるよう、ウォーキングやニュースポーツ等、幅広く親しみやすいスポーツの基本をマスターした指導者を育成、発掘していきます。

2. コミュニティスポーツの振興

基本方向

これまでの学校中心、行政主導、企業依存型のスポーツは、少子化による学校運動部の減少、厳しい経営状況による企業スポーツクラブの縮小などで、立ちゆかなくなっていくことが予測されるため、「自主」「自前」をキーワードとして「総合型地域スポーツクラブ」を育成し、誰もが身近な地域において多様なスポーツを気軽に楽しめるよう「スポーツ再編成」を行います。

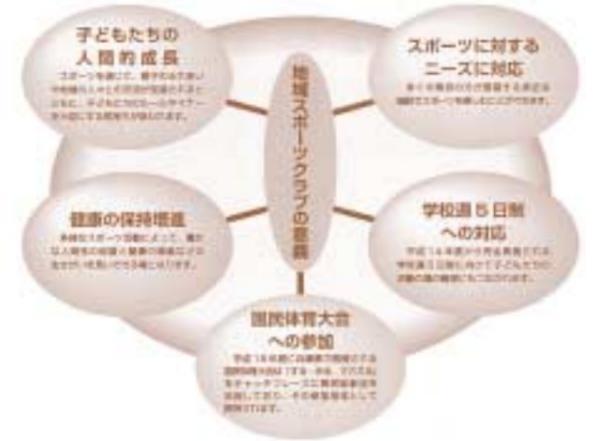
施策体系 — コミュニティスポーツの振興

- 地域スポーツ活動の推進
- コミュニティクラブの育成
- 学校施設開放事業

(地域スポーツ活動の推進)

平成12年度より兵庫県が提唱する「スポーツクラブ21ひょうご」に積極的に取り組み、市内11小学校区域単位に総合的なスポーツクラブを設立し、加西市における地域スポーツ活動を推進します。

スポーツクラブを、子どもから高齢者まで地域住民が気軽にスポーツを楽しむことができ、また子ども達が地域住民と活発に交流することでルールやマナーを身に付けることができる地域の教育の場として活用していきます。



(コミュニティクラブの育成)

地域スポーツクラブを住民が積極的に参加・入会したくなるような魅力あるクラブとするために、ボランティア活動や地域伝統行事への参加協力を行うなど、地域と深く関わる活動にも取り組むよう指導、育成をしていきます。幅広い活動を行うことで、コミュニティスポーツクラブを単なるスポーツクラブから、コミュニティクラブとして、地域の活性化と人々のふれあいを担う地域に不可欠な組織に発展、成長するよう支援します。

(学校施設開放事業)

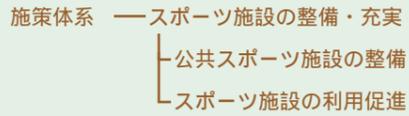
市内小・中学校の体育施設(運動場・体育館)を地域の共有財産として、地域住民への開放を促進します。施設開放事業の各種利用団体に、現在のサークル組織から広く地域住民に開放された組織への変革を促し、コミュニティスポーツクラブの中心的役割を果たす組織としての育成をめざします。



3. スポーツ施設の整備・充実

基本方向

生涯スポーツの推進を図るために、スポーツ施設や学校体育施設の整備・充実を促進します。

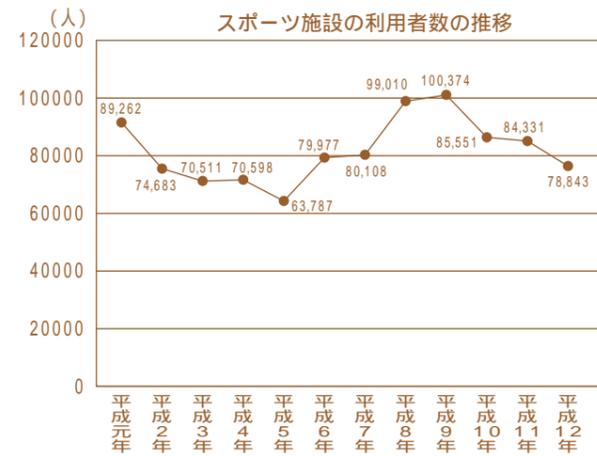


(公共スポーツ施設の整備)

市民のスポーツ活動を一層促進するため、総合体育センター、陸上競技場、市民プール等の体育施設の整備拡充に努めます。

市民の多様なニーズに対応できるスポーツ施設の整備にあたっては、幅広い市民の意見を取り入れるとともに、関係スポーツ団体等と連携しながら、その取り組みを推進します。

レクリエーションスポーツやコミュニティスポーツの振興を図る上で、高齢者や障害者の利用についても配慮した、誰もが使いやすい施設の整備に努めます。



資料：教育委員会

(スポーツ施設の利用促進)

民間企業のスポーツ施設を一般市民がより利用しやすいものとするため、利用促進を行政から働きかけるとともに、公共の小・中学校などの体育施設についても、利用予約のオンラインシステム化を推進します。

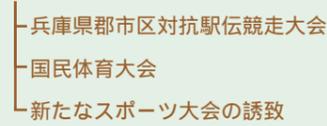
加西球場については、硬式野球対応化を検討するなど「するスポーツ」施設に加え、「見るスポーツ」施設への施設拡充に努め、利用促進を図ります。

4. 競技スポーツ大会の誘致

基本方向

スポーツ大会を開催することで、市外から多数の参加者や観衆が訪れ、地域活性化の効果もたらされます。このため、競技スポーツを誘致することで、市民にとって「見るスポーツ」を契機として「するスポーツ」への動機付けを進めます。

施策体系 — 競技スポーツ大会の誘致



(兵庫県都市区対抗駅伝競走大会)

昭和63年度に加西市に誘致し現在では加西市に定着した感がある都市区対抗駅伝競走大会は、更に積極的なPR活動を展開し、参加選手達の情熱と感動をより多くの市民に伝え、「見るスポーツ」を通じ市民が「するスポーツ」への契機となるよう努めます。

(国民体育大会)

平成18年度に兵庫県で開催される第61回国民体育大会に、加西市は軟式野球一般Bの会場市として国民のスポーツ振興に寄与します。この国民体育大会を契機として加西市においても、一層のスポーツ振興を図ります。

兵庫県国民体育大会により、全国から選手と共に観光客も多数加西市を訪れると見込まれます。いざい豊かな魅力あるまち「加西市」にふさわしい、市内外を問わず誰もが参加できる多彩なスポーツイベントの開催に努めます。

(新たなスポーツ大会の誘致)

兵庫県都市区対抗駅伝競走大会も平成14年度で15回を迎えるため、新たな競技スポーツ大会の開催を目指し、誘致運動に努めます。

加西市体育協会登録団体数および登録人数

	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
軟式野球協会	80	67	67	67	67	67	66	70	80	80
陸上競技協会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
バレーボール協会	48	47	60	63	66	66	58	53	56	53
サッカー協会	17	17	17	16	18	18	18	18	17	16
卓球協会	8	8	8	8	8	8	4	5	5	5
ソフトテニス協会	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3
柔道協会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
剣道連盟	4	4	5	5	5	5	5	6	6	6
空手道協会	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
少林寺拳法協会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
スノーボード協会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-
軽スポーツ協会	4	5	5	5	5	5	6	6	6	5
バドミントン協会	3	4	2	5	5	5	9	9	9	9
テニス協会	7	7	9	7	6	6	7	6	6	5
ゲートボール協会	10	10	11	11	11	11	1	1	1	1
グラウンドゴルフ協会	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1
バウリング協会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
合計	188	176	193	196	200	200	183	184	196	189
	4,569	4,599	4,612	4,609	4,609	4,673	4,362	4,457	4,749	4,510

加西市体育協会登録団体数および登録人数

	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
野球	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
サッカー	8	8	8	10	10	10	10	10	10	10
バレーボール	10	10	9	9	9	9	10	10	10	10
武道(剣道・柔道)	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6
合計	30	31	30	32	32	32	33	33	33	33
	1,056	1,114	1,145	1,179	1,118	1,057	991	973	898	875

(注)：上段；登録団体数、下段；登録人数

資料：教育委員会



市民の芸術・文化に対する関心は、ゆとりを求めて著しい高まりをみせていることから、芸術・文化活動の活性化を図るとともに、市内の文化財の保存と活用を進めながら、交流の促進と多様なネットワークの形成の中から生まれる新しい芸術・文化の創造に努めます。

現況と課題

1. 芸術・文化意識の高揚

経済中心の社会に対する反省から、心の豊かさを重視し、生活の中でゆとりを求める流れが定着しており、市民の芸術・文化へのニーズが高まっています。

法華山一乗寺、五百羅漢、古法華石仏、玉丘古墳群等は、日本を代表する文化遺産であるとともに、秀逸な芸術遺産です。このような貴重な芸術文化遺産は、後世に末永く受け継いでいくのが私たちの責務です。

加西市には、伝統文化・芸能も各地区で数多く残されており、昔から営々と息づいています。しかし、若年層を中心に郷土文化に対する理解が不十分であり、その理解を深める取り組みが必要です。

こうした芸術・文化活動をより一層発展させるため、芸術・文化意識を醸成する雰囲気づくりが急務です。

2. 芸術・文化活動の支援

全国公募の「花の美術大賞展」や「加西市文化祭」等を開催して市民の芸術・文化へのニーズに対応してきましたが、市民の芸術・文化活動への参加欲求が質・量ともに増大しています。

加西市では造形芸術、表情芸術、音響芸術、言語芸術など様々な部門で芸術・文化活動が展開されてきていますが、今後、これらの文化団体に対して運営面等でのサポートを進めていく必要があります。

3. 芸術・文化の国際交流

近年、情報通信分野においては急速に技術革新が進行し、日常生活の中でも情報通信ネットワークを通じて、世界の人々との交流が可能となっています。芸術・文化の面でもさらに国際的な交流を推進する必要があります。

4. 文化財の保存と活用

近年、地域整備および開発の進展に伴い、貴重な文化遺産が失われつつありますので、文化遺産を保存継承し活用を図っていくため、指定文化財の保存修理や環境整備、新たな指定のための基礎資料調査などを行っていく必要があります。

民俗芸能の中には、後継者難が原因で継承が危ぶまれているものがあります。

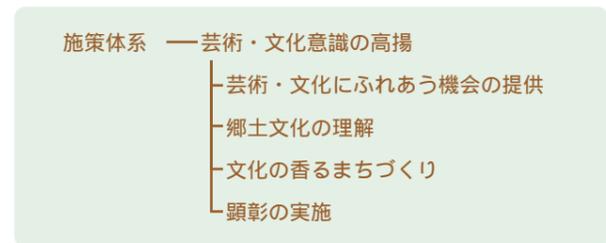
今後、民俗芸能の保存に向け、新たに無形文化財に指定するとともに、保持団体の育成や公開の場の確保等に努め、後継者の育成を図る必要があります。

施策

1. 芸術・文化意識の高揚

基本方向

誇りを実感できる文化の香り高い郷土づくりを進めるため、多様な文化への接触と郷土文化の理解を通じて、市民一人ひとりの文化意識の高揚を図ります。



(芸術・文化にふれあう機会の提供)

すべての市民が文化に親しむ機会を拡充するため、講演会や各種舞台芸術など文化イベントを広く開催するとともにその誘致に努めます。芸術文化公演を定期的に開催したり、花の美術大賞展など芸術鑑賞の場を設け、広く市民が優れた芸術文化に触れる機会を提供します。



花の美術大賞展

(郷土文化の理解)

郷土への関心と理解を深めて市民が誇りを持つ地域文化を育てるため、郷土の偉人等の顕彰に努めるとともに、郷土文化に関する歴史講座などを開催します。

(文化の香るまちづくり)

住民が誇りと愛着を持てるような文化の香り高いまちづくりを推進するため、彫刻やモニュメントを歩道に設置することなどにより、美しい街並みと景観の形成に努めます。美しく快適な生活環境づくりに向けて、デザイン性に配慮した公共施設の整備を進めます。

(顕彰の実施)

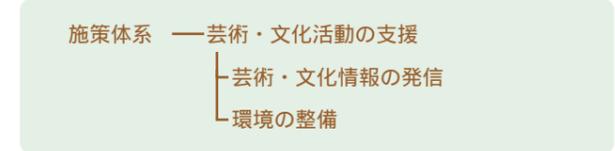
文化活動を行っている人たちの活動意欲や市民の文化への関心を高めるため、文化の向上発展に特に顕著な功績のある個人や団体を表彰します。

伝統ある貴重な工芸品や生活用品の制作技能者等を表彰し、地域社会における技術文化の向上発展および伝統技術の保存を図ります。

2. 芸術・文化活動の支援

基本方向

市民の自主的な芸術・文化活動を支援するため、ハードとソフトの両面で条件整備を行います。



(芸術・文化情報の発信)

市民の芸術・文化に対する多様なニーズに対応するため、芸術・文化団体や芸術・文化施設、芸術・文化活動に関する情報を収集整理するとともに、情報提供機能を充実させ、広く市内外に芸術・文化情報を発信します。

(環境の整備)

芸術・文化活動をより一層発展させるため、文化センター等の芸術・文化施設の整備を図ります。

芸術・文化意識の醸成と発揚のため、芸術家村を開設し、市民が身近に芸術文化に接し得る環境づくりに努めます。

リーダー研修や文化指導者の派遣など研修の充実を図り、文化団体の活動を支援します。

12年度施設利用状況(人)

	市主催・共催行事		一般行事		合計	
	使用回数	使用人数	使用回数	使用人数	使用回数	使用人数
コミュニティーセンター	2,589	56,612	728	15,719	3,317	72,331
文化ホール	213	33,066	12	9,450	225	42,516
健康福祉会館ホール	160	15,371	35	6,812	195	22,183

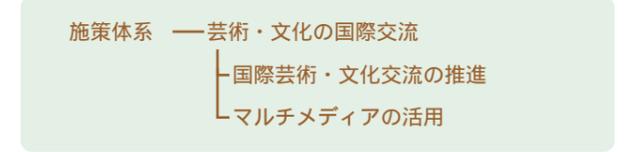
注 健康福祉会館ホール市の主催・共催行事の数値には、保健福祉団体開催のものも含む。

資料：加西市都市施設公社
社会福祉協議会

3. 芸術・文化の国際交流

基本方向

21世紀にふさわしい芸術・文化を創造するため、新しい情報通信技術の活用を図り、友好親善都市等との芸術・文化交流をさらに進めます。



(国際芸術・文化交流の推進)

国際的な芸術・文化イベントの誘致を進めるとともに、海外、特にアジア諸国や友好提携先との交流を深める中で、国際色のある個性豊かな芸術・文化の創造に努めます。

(マルチメディアの活用)

芸術・文化活動を行う上で情報が担う役割は極めて大きく、今後も情報の重要さは増加するものと推測されます。芸術・文化施設など情報発信者相互間および利用者との連携強化を図るため、情報機器を活用するとともに、電子美術館システム等の検討を進めるなど積極的に新しい情報通信技術の導入を図ります。



加西市文化連盟団体一覧表



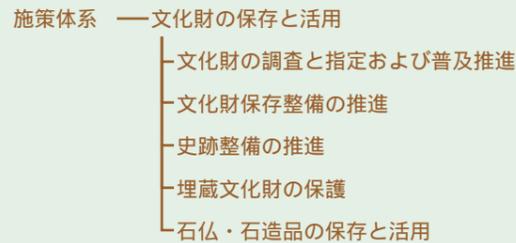
平成12年5月現在
 (注)本表は各協会の単位団体をあらわしたものです。
 協会の範囲は各協会によって異なります。

資料：教育委員会

4. 文化財の保存と活用

基本方向

市内各地の有形無形の優れた文化財を後世に正しく伝えていくことは、特色ある地域づくりを進めたり、地域を愛し誇りに思う心を育む上で不可欠なことです。このため、文化財の実態把握や保存、活用をはじめ、市民一人ひとりの文化財への関心を高めるための諸施策を実施していきます。



(文化財の調査と指定および普及推進)
 市内の文化財を調査し、指定保存を図るため、文化財の所在地、価値、保存状態、分布などに

ついでに調査を計画的に行い、その活用と保護を進めます。

伝統芸能の保存振興を図るため、後継者の確保に努め、その公開・伝承施設の建設を進めます。貴重な文化財を再発見・再認識させ、市民の郷土愛を育むことで、地域の活性化を図ります。

(文化財保存整備の推進)

文化財の保存と活用を図るため、保存修理や、維持管理の促進に努めるとともに、防災施設設置や周辺環境の整備などを進めながら博物館等の文化財活用施設の整備を図ります。

(史跡整備の推進)

公有化した史跡の整備を図り、市民に歴史学習等の場として提供します。

(埋蔵文化財の保護)

埋蔵文化財については、分布調査と発掘調査を実施し、地域独自の文化資産としての保全に努めます。

(石仏・石造品の保存と活用)

加西市の歴史を感じさせる野辺の石仏など指定文化財以外の文化的資産について、保存のあり方とその活用方法を検討します。

国史跡・県史跡文化財一覧

1. 国指定文化財

種類	指定年月日	名称	数量
建	昭27.3.29	一乗寺三重塔(国宝)	1基
"	大2.4.14	一乗寺妙見堂	1棟
"	大2.4.14	一乗寺弁天堂	1棟
"	大2.4.14	一乗寺護法堂	1棟
"	昭28.8.29	一乗寺五輪塔	1基
"	昭58.12.26	一乗寺本堂	1棟
"	昭50.6.23	酒見寺多宝塔	1基
絵	昭28.8.31	絹本着色聖徳太子及天台高僧像(国宝)	10幅
"	明41.4.23	絹本着色阿弥陀如来像	1幅

種類	指定年月日	名称	数量
絵	明41.4.23	絹本着色五明王像	1幅
彫	明34.8.2	銅造聖観音立像	2躯
"	昭15.10.14	木造法道仙人立像	1躯
"	昭15.10.14	木造僧形座像	1躯
"	昭60.6.6	銅造観音菩薩立像	1躯
"	昭36.6.30	石造浮彫如来及両脇侍像附石造厨子屋蓋	1基
史	昭18.9.8	玉丘古墳群	10基
		計 16件	

2. 県指定文化財

種類	指定年月日	名称	数量
建	昭47.3.24	酒見寺鐘楼	1棟
"	昭48.3.29	一乗寺鐘楼	1棟
"	昭48.3.9	一乗寺石造宝塔	2基
"	昭48.3.9	一乗寺石造笠塔婆	1基
"	昭47.3.24	日吉神社明神鳥居	1基
"	昭50.3.18	坂元石造五重塔	1基
"	昭38.8.24	慈眼寺石造塔婆	1基
"	昭50.3.18	清慶寺石造宝篋印塔	1基
"	平12.5	奥山寺多宝塔	1基
工	昭47.3.24	酒見寺梵鐘	1口
"	昭47.3.24	東光寺梵鐘	1口
考	昭38.8.24	一乗寺三重塔古瓦	3個
"	昭47.3.24	石棺蓋石(山伏峠)	2個
"	昭47.3.24	日吉神社境内出土御正躰群	1括

種類	指定年月日	名称	数量
絵	明41.4.23	絹本着色五明王像	1幅
彫	明34.8.2	銅造聖観音立像	2躯
"	昭15.10.14	木造法道仙人立像	1躯
"	昭15.10.14	木造僧形座像	1躯
"	昭60.6.6	銅造観音菩薩立像	1躯
"	昭36.6.30	石造浮彫如来及両脇侍像附石造厨子屋蓋	1基
史	昭18.9.8	玉丘古墳群	10基
		計 16件	

資料：教育委員会



3. 市指定文化財

種類	指定年月日	名称	数量
建	昭53.3.17	奥山寺仁王門	1棟
"	昭53.3.17	酒見寺楼門	1棟
"	昭47.3.25	一乗寺石造九重塔	1基
"	昭49.3.25	常行院石造七重塔	1基
"	昭49.3.25	普光寺石造宝篋印塔	1基
"	昭46.3.30	小谷石造五重塔	2基
"	昭46.3.30	薬師堂石造五重塔	1基
"	昭47.3.25	坂本石造五重塔	1基
"	昭55.5.6	乎疑原神社石造鳥居	1基
彫	昭43.1.5	五百羅漢石仏	404体
"	昭60.6.29	乎疑原神社石造五尊像	1基
考	昭43.3.30	大村石仏	1基
"	昭43.3.30	倉谷石仏	1基
"	昭44.3.31	吸谷廃寺礎石並びに出土瓦	1括
"	昭46.3.30	小谷石仏	1基
"	昭46.3.30	薬師堂板碑	3基
"	昭47.3.25	長円寺板碑	1基
"	昭47.3.25	腰折地蔵	1基
"	昭47.3.25	上宮木石仏	1基
"	昭47.3.25	玉野石仏	1基

(注) 略号は次のとおりとする。

建...建造物 彫...彫刻 史...史跡 考...考古
工...工芸品 庭...庭園 天...天然記念物

資料：教育委員会

種類	指定年月日	名称	数量
考	昭47.3.25	春岡寺石仏	1基
"	昭47.3.25	大日寺石仏	1基
工	昭55.5.16	乎疑原神社梵鐘	1基
民	昭48.3.20	住吉神社鶏合せ・龍王舞	
"	昭48.3.20	網引獅子舞	
"	昭55.5.16	王子獅子舞	
"	昭53.3.17	網引能舞台	1棟
史	昭43.3.30	龜山古墳	1基
"	昭43.3.30	経塚古墳	1基
"	昭43.3.30	野条廃寺跡	1基
"	昭44.12.27	吸谷瓦窯跡群	
"	昭46.3.30	皇塚古墳	1基
庭	平4.3.24	内藤家古庭園	
"	平4.3.24	長濱家古庭園	
"	平5.4.9	三宅家古庭園	
天	昭44.3.31	モリアオガエル生息地	
"	昭45.5.1	石部神社門杉	2本
"	昭46.3.30	ゆるぎ岩	
"	昭49.12.1	ヒメハルゼミ発生地	
		計 40件	

民...民俗文化財

地球時代を迎え、ボーダレス化・ネットワーク化が進む中で、世界のあらゆる地域との交流を促進し、加西市の特色を生かした国際協力を進めます。また、市民の国際理解の向上を図りつつ、国際社会に対応できる人材を育成し、外国人が訪れやすく住みやすい、「外国人と共生するまちづくり」を推進します。

現況と課題

1. 海外との交流の推進

加西市では、アメリカ合衆国ワシントン州ブルマン市をはじめ市内各種団体が民間レベルでも友好提携をし、活発な交流を深めています。今後、他の諸外国との交流の輪を広げ、相互の友好と協力関係を強化していくことが重要です。

2. 国際理解教育の推進

国際化の進展に伴い、我が国の文化や伝統に誇りを持ち尊重する態度を育成するとともに、世界の国々の固有文化や歴史についての理解を深めさせることが重要です。外国語指導助手の招致、中学生や高校生の海外派遣、外国の学校との姉妹校提携等を通して、生徒の国際交流や外国文化に対する関心が高まっています。

3. 国際交流基盤の整備

市内の国際交流団体やボランティア団体は、諸外国との交流活動を行っていますが、これら団体のネットワーク化と相互協力体制の確立が必要です。国際社会の進展と雇用環境の多様化により、市内に居住する外国人が年々増加する傾向にあります。このため、市内在留外国人と共生できる社会づくりが求められています。

4. 国際協力の推進

草の根レベルでの国際協力活動は、ユニセフの外貨コイン募金や国際ボランティア貯金等のように身近な取組もありますが、加西市においては特定の分野で盛り上がりを見せていることから、民間レベルでの協力活動を支援すべく国際協力団体との連携を図る必要があります。



海外との交流

施策

1. 海外との交流の推進

基本方向

海外との交流については、市レベルだけでなく、市民レベルにおける幅広い交流活動を積極的に推進し、相互理解を深めます。

施策体系 — 海外との交流の推進

- 友好提携先を中心とした諸外国との交流事業の展開
- 文化・スポーツ・経済等の交流の促進

(友好提携先を中心とした諸外国との交流事業の展開)

現在結んでいる友好提携先との交流を一層充実します。また、これら提携先と合わせ、新たな交流が進んでいるアジア地域をはじめとする他の国々や地域とも積極的な交流事業を展開します。毎年、市内の数町を国際交流のモデル町に設定し、町主体の交流事業を推進、市民交流をめざします。市内各種団体による民間レベルの交流事業にも積極的に支援していきます。

(文化・スポーツ・経済等の交流の促進)

文化・スポーツ・経済をはじめとする幅広い分野における海外との交流を、市民の参加や民間団体等との連携を図りながら積極的に推進します。

2. 国際理解教育の推進

基本方向

国際社会の一員として主体的に生き、信頼される人間を育成するとともに、日本や外国の生活や文化等の理解を通して、お互いを尊重する教育を推進します。

施策体系 — 国際理解教育の推進

- 国際的に開かれた学校づくり
- 外国語教育の充実
- アイデンティティの確立と人材育成

(国際的に開かれた学校づくり)

インターネット等を活用した情報ネットワークを通じ、世界各国の学校との国際交流を推進します。海外からの帰国子女に対して、その円滑な受入れと受入れ後の適切な指導の充実を図ります。小・中学校、高等学校における児童・生徒の海外派遣と外国人児童・生徒の受入体制の充実に



努めます。

(外国語教育の充実)

児童・生徒のコミュニケーション能力の向上を目指し、外国語教育の一層の充実と、外国語指導助手招致の拡充を進めます。

(アイデンティティの確立と人材育成)

学校教育において、教育活動全体を通じて日本人としての自覚を高めるとともに、国際交流・国際協力の精神を養い、国際社会で積極的に活躍し得る人材を育成します。

3. 国際交流基盤の整備

基本方向

外国人が訪れやすく住みやすいまちづくりを進めるとともに、市民と外国人が仲良く共生できる環境づくりを推進します。

施策体系 — 国際交流基盤の整備

- └ 国際社会に対応できる人材の育成
- └ 外国人にも住みやすいまちづくりの推進

(国際社会に対応できる人材の育成)

国際交流団体や青少年団体のリーダーおよび教員や生徒の海外研修や海外派遣などの事業を実施し、国際感覚豊かな人材や国際交流活動の核となる人材の育成を図ります。

(外国人にも住みやすいまちづくりの推進)

市民の国際理解を促進し、外国人に対する差別のない社会の実現に取り組みます。
外国人が地域社会において体験する様々な問題に対処するため、外国語による情報提供を行うなど、生活相談への対応を検討します。
外国人が日常生活に必要な情報が入手できるよう、ガイドブックの充実を図ります。
市内を訪れる外国人が一人でも自由に行動できるよう外国語標示を促進します。
外国語通訳ボランティアの育成支援を図るとともに、大学や近隣市町と連携して外国語通訳ボランティアのネットワークの形成を推進します。
外国人と市民との交流を深め、相互理解、信頼確保に努めます。

4. 国際協力の推進

基本方向

国際交流や国際理解教育を進めることにより、これからの加西市民にできる国際協力のあり方を模索していきます。

施策体系 — 国際協力の推進

- └ 交流等を通じた国際協力の推進

(交流等を通じた国際協力の推進)

これまでは、国際交流そのものが目的であり、成果となっていましたが、これからは、交流を通してお互いの地域課題を認識し、これを解決するための国際協力へと継承・発展させていきます。

第2章

安心して生活できる 健康づくり

第1節 生涯にわたる健康づくりの推進

第2節 地域福祉の推進

第3節 地域福祉を支える基盤整備



生涯を通して心身共に健康で過ごすことは、市民誰もの願いであり、健康づくりの基礎は、自分らしく生きていくための健康づくり意識を高めていくことです。

加西市では、健康増進センターを保健事業の活動拠点として、母子・成人・高齢者の健診や健康相談、体力づくり事業等を推進し、さらに、市民とともに考える地域に根ざした健康づくり体制を目指しています。

また、健康づくりにおける市民の多様なニーズに対応するため、単に健康増進だけでなく、疾病の予防・診断・治療およびリハビリテーションに至る包括的な保健医療体制の整備を図るとともに介護予防、生きがいづくりの推進を図り、保健・医療・福祉が一体となった総合的な施策を推進します。

現況と課題

1. 健康都市づくりの推進

平成9年度より、母子保健事業が県より移譲され、健診・相談・事後指導等の実施により、生涯の健康の基礎づくりを推進しています。

核家族化の進行により、育児経験者から親としての知識を得る機会が少なくなっているとともに、育児情報の氾濫などにより、育児不安等が増大しています。育児ストレスの解消と子どもの心の安らかな成長・促進を図るため、育児支援の環境整備等により保健・医療・福祉・教育等の連携による子育て支援システムを構築していく必要があります。

健康増進センターを活動拠点に、積極的な健康づくり活動を展開していますが、今後はさらに住民に身近な公民館や公会堂を利用した健康づくりを広げていくことが大切です。

病類別統計の上位を占める生活習慣病は、生活習慣の改善によって予防できることより、健康教育、健康診査等により市民への意識啓発を行い、個人や地域ぐるみで生活習慣の改善を進めていく必要があります。

寝たきり等を予防するため、地域ぐるみで支えあう体制づくりを進め、健康寿命を伸ばし、元気高齢者づくりの推進を図る必要があります。



町ぐるみ検診

2. 医療の充実

医療施設については、病院2ヶ所、診療所が25ヶ所（うち有床2ヶ所、無床23ヶ所）があります。

市立加西病院は、市の中核医療機関として重要な機能を果たしていますが、リハビリテーション医療の充実、急性期疾患への対応、健康チェックのための人間ドック推進など住民の多様なニーズに対応していく必要があります。

今後、ますます高度化・専門化する医療ニーズに対応するため、近隣市町の医療機関や高度医療専門機関との連携を図る必要があります。

施策

1. 健康都市づくりの推進

基本方向

市民の最大の願いは、生涯を通じて健康でありたいということであることから、市民一人ひとりが自主的に、あるいは社会全体で健康づくりを行えるような基盤の整備、ライフステージや疾病に応じたきめ細かな予防対策や、体系的かつ包括的な保健医療福祉サービスの充実等により、健康都市づくりを推進します。

施策体系 — 健康都市づくりの推進

- 保健・医療・福祉のネットワーク化
- 体系的な健康づくりの推進
- 健康づくり組織の育成
- あったか友愛訪問活動の推進
- ごはんを食べよう運動の推進

（保健・医療・福祉のネットワーク化）

健康増進から疾病予防、治療、リハビリテーション、さらに介護予防を含めた一貫した健康づくりを保健・医療・福祉の連携のもとに推進します。

「いきいきはつらつ21プラン - 高齢者保健福祉計画」に基づき、健康づくりに欠かせない生活支援、生きがい対策を含め、総合的なネットワーク化を図ります。

（体系的な健康づくりの推進）

保健所および学校その他関連分野の連携体制のもとに、思春期から妊娠、出産、乳幼児期に至る一貫した母子保健の整備を図ります。

健全な母性と父性の育成を目指した広報活動、健康教育、健康管理などを体系的に実施するとともに、育児に関する不安や悩みについて市民が気軽に相談できる窓口を設置し、自信を持って楽しく子育てができるよう支援する等により、すこやかな加西っ子づくりを積極的に推進します。

家庭で老親を介護している中高年や子育ての終わった時期の母親に対し、民生児童委員等による心のケアの相談体制の充実を図ります。

健康増進センターを活動拠点に積極的な健康づくり活動を展開し、さらに、健康づくり事業の基本である一次予防としての健康教育、健康相談の場を市民とともに市内全域に広め、市民がいきいき明るく生活できるよう、地域での学習会や話し合いにより方策を検討、共有しながら実践していきます。



健康増進センターでの運動教室

健康診査により健康管理を行うとともに、その結果から生活習慣を見直すきめ細かな栄養、運動、休養指導を行うため、個人を大切にされた保健サービスを体系的・総合的に提供しよう努めます。

閉じこもり予防、介護予防を推進するため、高齢者に対する訪問指導、生きがい対応型サービス、地域でのミニデイケア等のサービスを提供していきます。

昭和63年度から進めている「寝たきり0（ゼロ）の町づくり」を目標に、8020運動等歯科保健の意識向上も含めた栄養改善、運動普及活動を実践し、「寝たきりにならない」「寝たきりにさせない」を柱とし保健医療福祉ネットワークによる体系的な健康づくりを進めます。

（健康づくり組織の育成）

地域ぐるみの健康づくりシステムの確立と統合化を目指し、保健福祉推進協議会を中核に、その傘下に在宅ケア推進部会、歯科保健部会に加え、すこやかな加西っ子づくりを推進する部会を設置します。また、食生活改善推進員や運動普及推進員による食生活の改善、運動普及の推進を目的とした成人保健部会を設置し、健康づくり体制を構築するとともに組織の充実を図ります。

（あったか友愛訪問活動の推進）

隣保の中での声かけ、安否確認等、住民の自主的な活動であるあったか友愛訪問活動を通して、地域ぐるみの健康意識高揚を促進します。市内全域での取り組みが推進できるよう環境整備に努めます。

（ごはんを食べよう運動の推進）

健康づくりの基礎は、きちんとした栄養・食生活からはじまります。米を中心とした四季折々の食品の組み合わせにより栄養的にバランスのとれた「日本型食生活」を啓蒙・実践し、高血圧、糖尿病、心疾患等の生活習慣病をはじめ、幼児・学童期の肥満等の防止を図ります。

2. 医療の充実

基本方向

高度化、多様化する医療需要に対応する医療施設の整備と医療施設間の連携を促進し、体系的な医療供給体制の確立を図ります。

今後、高齢者の増加や介護医療の需要の増大に対応するため、高齢者医療および在宅医療の充実を推進します。

施策体系 — 医療の充実

- 加西病院の施設整備
- 高次医療、包括医療の推進
- 救急医療体制の整備
- 高齢者医療の充実
- 在宅医療の推進

（加西病院の施設整備）

市立加西病院は、建築後25年以上が経過しており、患者の快適な療養環境を実現する施設・設備や情報システムの整備が必要となっています。既存病棟西側に病棟を増築し、病棟を順次移転しながら既存棟の改修工事を実施します。感染症新法の施行により、東播磨内陸圏域内では市立加西病院がコレラ、細菌性赤痢等に対処する医療機関として指定を受けました。感染症医療については、隔絶された病院で提供されるべきものではなく、一般病院の中で必要な治療を行うとの法の主旨に基づき、既存病棟の環境改善とともに、感染症受入れ施設の整備改善を図ります。

（高次医療、包括医療の推進）

市立加西病院に高度医療設備を配備し、専門的でより質の高い医療技術が提供できるよう努めるとともに、地域診療所との連携を深め、地域の総合病院としての役割を果たします。また、疾病予防から在宅医療まで、医療・看護・保健・福祉面での必要な援助を行う市立加西病院地域医療室の充実を図り、個人に合った医療の提供に努めます。

（救急医療体制の整備）

現場での迅速かつ適切な応急処置ができるよう救急処置教育を実施するとともに、診療所間等の連携促進による体制整備に努めます。



円滑な救急救命体制の確立を図るため、東播磨地域での救命救急センターの設置を広域市町一体となって国等に要望し、その実現に努めます。

(高齢者医療の充実)

適正な医療内容の確保、かかりつけ医制度の推進、病院間の連携強化、リハビリテーション機能の充実などにより、高齢者医療の充実を図ります。

痴呆性疾患に対しては、診療所や病院での一般診療とともに、市立加西病院に設置した東播磨老人性痴呆疾患センターにおける専門医療相談および鑑別診断などを活用することで質の高い医療サービスを提供します。また、保健・福祉機関と相互に十分連携をとりながら痴呆性高齢者に対する支援体制を強化します。

(在宅医療の推進)

脳卒中後遺症や骨関節疾患、神経難病などのために通院がきわめて困難な患者や癌などの末期状態で在宅療養を希望する患者に対し、診療所から往診や訪問診察を行い、患者の生活を尊重しながら在宅での医療を推進します。

介護保険制度により、在宅医療を念頭において各種サービスの計画を作成しますが、その窓口は在宅介護支援センターであることを広く普及啓発するとともに、医療との連携をさらに進めます。



地域福祉の目標は、お互いの人権を尊重するとともに、障害のある人もない人も、高齢者も若者も、すべての人が明るく、幸せで、自分のライフスタイルの選択ができ、生きがいを持って住み続けられる地域の形成にあります。

このため、お互い人権を尊重するとともに、保健・医療分野と連携し、保健・医療・福祉の一元的なサービスを提供できるよう、「子どもが健やかに生まれ育つことのできる社会」「長寿を喜び、健やかで安心して暮らせる社会」「障害のある人もない人も地域で共に生活することができる社会」の実現のため、総合的かつ計画的に地域福祉施策を推進します。

現況と課題

1. 人権の尊重

市民一人ひとりが個人として尊重され、障害者(児)や高齢者、また子どもや女性も家庭や地域で安心して生活ができるなど、平和で幸せを実感できる地域づくりが必要です。

2. 長寿社会対策・高齢者福祉の充実

本格的な高齢社会を豊かで活力のある社会とするために、高齢者が長年培ってきた豊かな知識や経験を生かして、地域社会で活躍できる環境を整備する必要があります。

高齢者を家庭で介護することは、家族にとって精神的、身体的負担が大きなものになっています。このため、在宅福祉サービスを一層充実させ、高齢者が可能な限り住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしていけるようにする必要があります。

また、在宅での生活が困難になった場合のために、介護施設への入所など施設福祉サービスを充実する必要があります。

老人福祉施設の整備状況平成13年2月現在

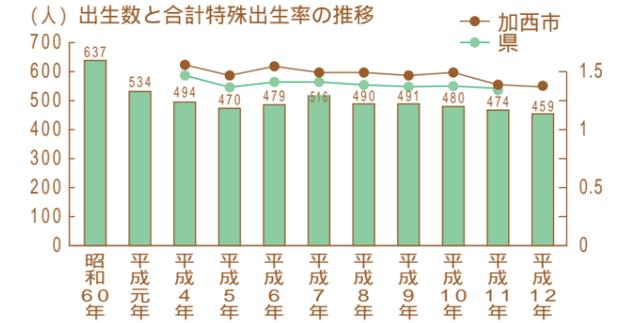
施設名	施設数	定員等
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	3カ所	250
ショートステイ専用ベッド	2カ所	50
療養型病床群 (介護療養型医療施設)	1カ所	108
ケアハウス	2カ所	90
痴呆性高齢者グループホーム	2カ所	18
デイサービスセンター	6カ所	83
在宅介護支援センター	7カ所	-
高齢者生活福祉センター	1カ所	10

資料：市民福祉部

3. すこやかな子育て支援、児童・母子福祉の充実

加西市においても全国傾向と同様に出生数や合計特殊出生率(女性が一生の間に産む子どもの

数)が低下しています。



資料：市民福祉部

労働形態の多様化や女性の就労の増加により、多様な保育サービスを必要とする児童が増加しています。こうしたニーズに応えるための子育て支援や保育所の整備、職員の資質の向上およびボランティアの育成支援が必要となっています。

核家族化の進行により地域における交流が少なくなり、育児不安や子育てに関する悩みを抱える家庭が多くなっています。

生活の価値観、結婚観、離婚観の変化に伴いひとり親家庭が増加し、生計の維持不安や児童の養育問題が大きな負担となっています。

母子家庭に対しては、国の制度として、児童扶養手当の支給、母子福祉資金の貸し付けなどの他、加西市では、生活相談等を実施していますが、経済的自立のためには、職業訓練や職場の斡旋を図る必要があります。

父子家庭に対し、母子家庭との違いに応じた施策を講じる必要があります。

4. 障害者(児)福祉の推進

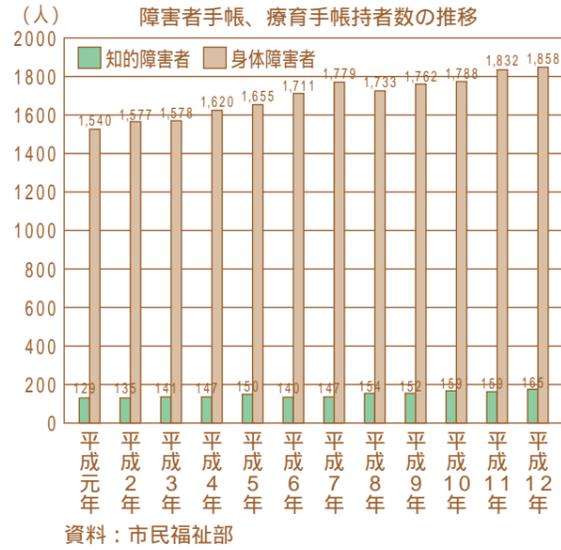
加西市で身体障害者手帳または療育手帳を所持している人は、2,023人(平成12年3月)います。現在、身体・知的障害者相談員が障害者のあらゆる相談に応じ、必要な指導、助言を行っています。

障害と障害者に対する正しい理解と認識を深めるため、行事やメディア等を活用した啓発活動とともに、福祉教育、体験学習や障害者との交流を通じた体験啓発を広げていく必要があります。

障害者が、地域において主体性を持ち自立するために、障害者のニーズやライフステージに応じた各種の在宅福祉サービスの充実や、保健・医療施策との有機的な連携をとる必要があります。

障害者が、地域において主体的に生きがいのある生活を送れるよう、文化、社会・経済活動の支援を図る必要があります。

施設福祉サービスを希望する人がサービスを受けられるようにするため、入所施設の計画的な施設整備を図る必要があります。



施策

1. 人権の尊重

基本方向

障害者・高齢者をはじめ、子どもから成人すべての市民の人権が尊重され、生涯にわたって生きがいを見出せる、差別のない平等で明るい地域社会の実現を目指すため、人権意識の高揚を図ります。

施策体系 — 人権の尊重

└ 人権意識の高揚

(人権意識の高揚)

差別や偏見のない社会に向けて、人権教育の徹底、地域における指導者の育成など市民と行政とが一体となった啓発活動を推進し、人権意識の高揚と人権尊重の精神を確立するとともに、社会を明るくする運動とも連携を図り、明るい社会の実現に努めます。
 ストーカーによる被害や幼児虐待などを未然に防ぐため、加西警察署や加西保健所等の機関、並びに社人権擁護委員協議会加西部会との連携を促進し、人権問題に関する相談業務の充実に努めます。

2. 長寿社会対策・高齢者福祉の充実

基本方向

高齢者が長年培ってきた人生経験の活用や世代間交流の場を整備し、社会参加、生涯学習などの生きがいづくりを積極的に推進し、人生80年時代のライフプランづくりを応援します。また、いつでも、どこでも、誰でも安心して気軽に福祉・保健・医療の一元的なサービスが受けられる体制づくりを目指します。
 高齢者が住み慣れた地域社会の中で安全で快適な生活を送り、地域全体で支え合う基盤づくり

を目指します。

施策体系 — 長寿社会対策・高齢者福祉の充実

- 生きがい対策の推進
- 高齢者保健福祉の推進
 - └ 介護サービスの基盤整備
 - └ 介護サービス質的向上
 - └ 介護予防の推進
 - └ 痴呆性高齢者対策の推進
 - └ 地域介護支援体制の確立
- 施設福祉の充実
- 保健・医療・福祉の連携
- 安全・快適な生活環境の推進

(生きがい対策の推進)

長寿社会にふさわしい高齢者観についての市民の意識改革を図ります。
 本格的な長寿社会を迎える中で、生きがい・健康づくりによる元気な高齢者をより多く確保していくことは、明るく豊かな地域社会を築く上で、極めて重要であり、雇用促進、社会参加、生涯学習など広範な分野で活躍できる、活力ある高齢者像の構築を目指します。
 高齢者が社会の重要な一員として生きがいを持って活躍できるよう、高齢者大学等の充実に図るとともに、老人クラブや自主グループ活動を促進し、ボランティア活動をはじめとした社会参加活動を促進します。
 高齢者が長年培ってきた知識・経験を生かし、意欲と能力に応じた雇用・就業の機を確保するため、シルバー人材センター等による職業紹介を推進します。
 高齢者だけでなく市民みんなに豊かで活力あふれる長寿社会づくりに向けての理解と認識の醸成のため、世代間交流事業やあったか推進のつどい等の活動を展開します。
 地域における高齢者の交流、各種社会活動、健康増進などの諸活動を支援するため、健康福祉会館等でのイベントを充実し、機会の提供に努めます。

(高齢者保健福祉の推進)

介護サービスの基盤整備
 介護保険事業計画に基づき、整備目標を定めて計画的な事業展開を図ります。特に、高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活ができるよう、社会福祉協議会の総合介護センターの充実に図るとともに、民間による在宅サービス、施設サービスの整備充実を一層進めます。

介護サービスの質的向上

在宅サービスについては、予防に重点を置いたサービスが提供できるよう、スタッフの専門職としての資質向上、高い倫理性と個人のプライバシーの尊重を徹底します。

介護予防の推進

要介護になる前の段階で食い止める介護予防として、在宅介護支援センターとの連携による生活支援や閉じこもり防止を進め、住民主体による小地域福祉活動と一体となった取り組みを進めます。

痴呆性高齢者対策の推進

痴呆性高齢者対策は、加西市にとっても大きな課題です。医学的にも究明されていないところもあり、処遇の専門性が高まるよう市立加西病院東播磨老人性痴呆疾患センターとの連携強化によるサービスの充実に努めます。

地域介護支援体制の確立

地域のボランティアを中心として高齢者を地域全体で支える地域ケア体制の構築を図り、高齢者の問題が地域での支え合いの中から早期発見され、民生児童委員等を通じ、市の窓口である「あったか相談窓口」に連絡されるシステムの確立に努めます。

(施設福祉の充実)

高齢者の心身の状況などに応じて適切な生活や療養の場を提供するとともに、介護保険制度におけるサービス提供施設となる特別養護老人ホーム、老人保健施設や介護療養型医療施設の一層の充実を進めます。
 施設サービスにおいては、高齢者が尊厳を保って心豊かな暮らしができるよう事業者およびケアマネージャーとの連絡調整を密にし、介護サービスに関する情報を共有するとともに問題解決方策等を検討し合い意識や資質の向上に努めます。
 各施設においては、ボランティアの受け入れや世代間交流会の開催など、地域に開かれた施設となるよう努めます。
 老人福祉施設等に対する市民オンブズマン的人材を育成し、利用者と事業者の間に立った相談活動を行い、円滑な施設運営の確保に努めるとともに、入所者の処遇等の充実に図ります。

(保健・医療・福祉の連携)

介護保険制度の下において、より良いサービスを提供するため、保健・医療・福祉関係者が要介護者の診療経過やサービス受給内容に関する情報の共有・一元化を図り、その活用を促進します。
 医療機関、介護サービス事業者、在宅介護支援センター、市保健福祉担当などの関係者が連携

し、お互いの活動内容を理解し合い、横断的な協力連携を図るとともに、ケアマネジメントの技術向上に努めます。



いきいきデイケア

(安全・快適な生活環境の推進)

日常生活を営むのに支障のある高齢者が、住み慣れた住宅で自立した生活ができるよう、自宅のトイレや風呂の改造、手すりの取付け、段差の解消など、住宅改修・改造や車椅子等の福祉用具の給付・貸与等のサービスが推進できるよう介護支援専門員の研修を図ります。
 在宅ひとり暮らし高齢者等の安全を守るため、緊急通報システムを整備し、消防本部との連携のもと、急病・事故等の緊急時に備えます。
 痴呆性老人の生活環境の向上を図るため、介護者の支援、地域コミュニティへの啓発等により、正しい理解および対応方法を普及します。

3. すこやかな子育て支援、児童・母子福祉の充実

基本方向

「エンゼルプラン」に基づき、安心して子どもを育てる環境づくりを社会全体で支援できる体制を推進します。
 要保護児童やひとり親家庭などに対して、児童福祉の充実に努めます。

施策体系 — すこやかな子育て支援、児童・母子福祉の充実

- └ 子育て支援サービス等の充実
- └ 子育て期の不安解消対策の推進
- └ 子育てを支援する社会環境の充実
- └ いのちを守る子育て環境の充実
- └ 子供の声が聞こえるまちづくりの推進
- └ ひとり親家庭福祉の充実
- └ 児童健全育成の推進

(子育て支援サービス等の充実)

女性の就労の増加等により多様化する保育ニーズに応えるため、低年齢児保育や延長保育等の多機能化を目指した保育を進めます。また、保育ニーズに沿った施設整備や職員の資質向上を

図るとともに、家庭、保育所および地域が連携した社会全体での子育て支援ができる体制の整備に努めます。

保護者の就労などにより家庭で十分な保育ができない子どもが、保育所で豊かな人間性を持った子どもに育つよう、養護と教育が一体となった保育内容の充実を図りながら計画的な保育を行います。

各地域に保育所や小学校施設を活用した児童クラブを増設して、放課後児童対策を推進します。育児にかかる諸費用の負担を軽減するため、保育料の軽減に努めます。

(子育て期の不安解消対策の推進)

子どもを持ちたい人が安心して子どもを生ま育てることができる環境、子ども自身が健やかに育つ環境をつくるため、幼児教育学級や子育て学習センターの活動により、子育て期の不安を解消する対策を充実させ努めます。

親子、親と子同士の交流の場と機会を充実させるとともに、仲良しグルーブ活動等の支援を行います。

子育てに関する悩みを持つ人が、相談できる窓口の創設や、情報交換できるの場の充実に努めます。

(子育てを支援する社会環境の充実)

女性が育児をしながら就労できる職場条件の改善を図るため、出産・育児に関わる労働条件の緩和促進と、事業所と従業者双方に対して子育て理解に向けた意識啓発を推進します。

(いのちを守る子育て環境の充実)

家庭の養育機能の低下から生ずる保護を必要とする児童や、いじめ、不登校、非行、虐待など、複雑な現代の人間関係を背景とした多くの問題に対応するため、相談機関の充実や機関相互の連携を図り、子どもやその家庭を支援します。保護の必要な子どもやその周りの人が容易に相談できるよう、広報の充実など相談窓口のアクセス性を高めます。

予防的カウンセリングなど虐待を未然に防ぐ取り組みを進めるとともに、早期に保護が受けられるよう、子どもを守るネットワークを強化します。

(子供の声が聞こえるまちづくりの推進)

子育て世代が、加西に住みたい、加西で子育てをしたいと思えるような都市基盤整備を推進します。

子どもを連れて安心してまちに出かけられる安全・快適な環境づくりを推進します。

(ひとり親家庭福祉の充実)

ひとり親家庭の福祉の増進と生活意欲の助長を図るため、相談体制の整備と経済的自立の援助

施策を推進します。

特に、母子家庭は、生活基盤が不安定な場合が多いことから、生活の安定と自立促進のための経済的支援を推進します。

(児童健全育成の推進)

地域社会において子ども同士がふれあう場や多様な経験ができる場を提供します。

女性の就労と子育ての両立支援を図る観点から、昼間保護者のいない小学校低学年児童等の健全育成のため、小学校、幼稚園、保育所等で放課後児童対策を充実します。

4. 障害者(児)福祉の推進

基本方向

障害者施策の基本は、障害のある人もない人も共に生活し活動する「ノーマライゼーション」の理念のもと「完全参加と平等」を実現することであり、新たな時代のニーズに対応した諸施策を推進します。

施策体系 — 障害者(児)福祉の推進

- 啓発活動の推進
- 福祉施設の充実
- 介護体制の充実
- 社会参加の促進

(啓発活動の推進)

障害者問題の啓発は、幼少時から行うのが効果的であるため、心の輪を広げる体験作文や障害者の日のポスター募集を行うとともに、小中高生を主な対象とした障害体験学習を実施します。

障害のある人とない人が相互交流により理解を深められるよう、各地域での街頭啓発、文化・スポーツイベントなど各種行事での健常者との体験交流を促進します。

障害者のニーズに合った分かりやすい情報提供の配慮および広く市民への啓発を行います。

(福祉施設の充実)

障害の重度化・重複化および障害者の高齢化に対応した施設整備を促進します。

施設整備については、柔軟で独自性のある施設運営が期待できる民間(社会福祉法人)による整備を促進し、運営に対する支援を行います。障害者に対し、治療および生活訓練等必要な知識を修得させる入所・通所施設の整備を進めます。

施設の持つ専門性を活用しつつ、地域における在宅福祉サービス機能の充実を促進します。

(介護体制の充実)

心身上の障害等のため日常生活を営むのに支障

のある障害者の家庭を訪問して、家事や介護等を行うホームヘルプサービスの充実に努めます。

重度の障害者を介護している家族が、疾病等によって家庭での介護が困難になった場合に、障害者更生援護施設等で一時的に介護を行うショートステイ事業の充実を図ります。

通所により創作活動や機能訓練等各種のサービスを提供するデイサービス事業の充実に努め、障害者の自立の促進と生活の改善を図ります。

在宅の障害者に対し、地域の中で生活力を高めるため、福祉サービスの利用援助、介護相談および情報の提供等を行う生活支援事業の促進を図ります。

地域社会の中で、障害児および知的障害者とその家族を施設の専門機能を使って支援する地域療育等支援事業を促進します。

障害者の日常生活の利便を図るため、トイレや浴槽等の住宅改造の補助等、自立した日常生活が送れるよう支援します。

(社会参加の促進)

障害者の就労の機会を確保するため、授産施設や小規模作業所等福祉的就労の場の拡充を図ります。

障害者の余暇活動を充実させるため、スポーツ・レクリエーション活動、文化活動、サークル活動等への参加を促進し、生活の質的向上を図ります。

障害者の更生相談をはじめ更生医療、リハビリ等の充実に努め、就労等社会経済活動への参加を支援します。

障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者地域交流事業を行うとともに、視覚、言語、聴覚、精神に障害を持つ障害者とのコミュニケーションの円滑化を促進します。



バリアフリーの時代に対応し、障害者や高齢者にやさしい安全で円滑に利用できる施設の整備や、社会参加の仕組みづくりを進めます。また、安心して生活を送るために必要な介護・医療保険、年金などの社会保障制度等の充実など地域福祉を支える基盤整備を推進します。

現況と課題

1. 福祉のまちづくりの推進

障害者や高齢者をはじめとするすべての人が自らの意志で自由に行動し、共に地域社会で快適に暮らすためには、現状では道路、建築物等における段差などハード面、ソフト面での様々なバリア（障壁）があります。このため、生活環境面の整備を進めるとともに、行政、事業者および市民が一体となって福祉のまちづくりを推進し、共に生き、共に支え合う社会を構築する必要があります。



バリアフリーの事例

2. 福祉を支える人づくりの推進

高齢化・少子化・核家族化の進展やライフスタイルの変化等により、家庭での子育てや介護機能がぜい弱化する一方、これらの社会背景を受けて、福祉サービスに対するニーズは、ますます高度化・多様化しながら増大しています。このため、公的施策としての地域福祉を支える人材の育成、確保等はもちろん、地域社会を基盤とした市民の自主的な参加による福祉サービスを積極的に推進し、介護や子育てについて社会全体が支えていくシステムを構築する必要があります。

加西市における福祉関係のボランティアの数は年々増加していますが、ボランティア団体は地域社会において民間福祉活動を支える大きな役割を果たしています。また、ボランティア活動に参加意欲がありながら潜在化しているケースもあり、これらの方々の発掘や育成に努める必要があります。社会福祉協議会では、日頃家庭で介護している介護者のため、「介護家族リフレッシュの集い」を実施しており、今後とも介護者をも含めた精神面での支援が必要となっています。

3. 社会保障等制度の充実

介護保険制度により、高齢者の介護サービスは従来の措置を中心とした仕組みから契約による仕組みへと大きく変わりました。この「利用者本位」の仕組みを早期に普及・定着させる必要があります。

公的年金制度についても、取り巻く情勢は厳しいものがありますが、長期的展望に立って安定した制度として確立する必要があります。

医療保険、福祉医療制度についても、受給者の増、少子・高齢化の進展、疾病構造の変化、医療サービスに対する住民ニーズの多様化等により、医療需要の伸びが大きく、制度自体が崩壊しかねない危機的状況にあります。

生活が困窮している市民に対しては、市の福祉事務所を通じて生活保護制度を適用しており、ケースワーカー等が自立助長業務を行っています。生活保護世帯、被保護人員は、長期にわたる景気低迷により徐々に増加傾向にあり、その処遇の充実が求められています。

高齢社会への対応および障害者福祉の充実の観点から、痴呆性高齢者、精神障害者、知的障害者等の判断能力の不十分な者の保護を図る必要があります。

施策

1. 福祉のまちづくりの推進

基本方向

障害者や高齢者をはじめとするすべての人が共に地域社会で快適に暮らせるために、安全で円滑に利用しやすい施設の設置を促進します。すべての人々にとっての住み良いまちをつくるために、ユニバーサルデザインを基本として市民一人ひとりの理解と認識を深め、共に生き、支え合い、思いやりに満ちた社会環境をつくりあげていきます。

施策体系 — 福祉のまちづくりの推進

└ 生活環境の整備

(生活環境の整備)

公共的施設の設置者、管理者に対し、県の福祉のまちづくり条例の整備基準に適合するよう指導、要請し、施設の整備を促進します。市の施設は、車椅子使用者用トイレ、自動ドア等を設置するなど段階的に整備を図ります。すべての市民が福祉のまちづくりについての理解を深め、自ら進んでまちづくりに取り組むための広報・啓発活動、教育活動を実施します。障害者や高齢者等が安全で快適に利用できるよう配慮された施設の情報をインターネット等により提供します。

2. 福祉を支える人づくりの推進

基本方向

ボランティア活動等の充実とネットワークの形成を図り、地域を支える組織体制の充実強化を図るとともに、「いつでも、どこでも、誰でも、気軽に」参加できるよう十分な基盤整備を進めます。

ホームヘルパー、看護婦（士）、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、歯科衛生士等の保健・医療・福祉マンパワーを各種専門学校とも連携して確保するとともに、人材の育成・確保を図るため、魅力ある職場づくり、研修の充実、潜在的な人材の活用等に努めます。

施策体系 — 福祉を支える人づくりの推進

└ 参加型社会福祉の推進
└ 社会福祉団体の充実強化
└ 家族介護支援事業の充実

(参加型社会福祉の推進)

ボランティアが気軽に活動できるような拠点の整備を図るとともに、ボランティアの発掘やニーズ等の需給の調整がスムーズに行えるよう努めます。

新しい時代に対応した民生委員、児童委員活動を展開するため、種々の研修事業や地域へのPR等を通じて活動の推進を図ります。

企業等による自主的な社会貢献活動や、労働組合・従業員によるボランティア活動が拡大していくように、こうした取り組みをする企業等が評価される土壌を形成していきます。

(社会福祉団体の充実強化)

在宅福祉サービスの開発実施や、地域住民が主体となった地域福祉活動の推進に大きな役割を果たし、地域福祉推進の中核である加西市社会福祉協議会の一層の充実強化を図るとともに、加西市民生児童委員協議会の充実強化を図ります。

(家族介護支援事業の充実)

家族介護を支える人材の育成を図るとともに、家庭での看護がよりスムーズに行えるよう、病気の予防に役立つ知識と家庭での病人の介護の技術取得についての講習会を行います。さらに、介護から一時的に解放できる介護者交流事業を進めます。

3. 社会保障等制度の充実

基本方向

介護・医療保険、年金、生活保護などの社会保障制度について、それぞれの制度の趣旨、目的に従って円滑な推進に努めます。

施策体系 — 社会保障等制度の充実

└ 介護保険制度の充実
└ 年金制度の充実
└ 生活保護制度の充実
└ 医療保険・福祉医療制度の充実
└ 成年後見制度等の活用

(介護保険制度の充実)

介護保険制度により、高齢者が介護サービスを適切に選択し、ためらいなく利用できるよう社会全体の意識改革を推進し、自立のためのサービス活用意識高揚を老人クラブ等を通じて普及します。

介護保険制度の普及啓発を図るとともに、介護認定申請相談、介護サービスに対する相談・苦情等の相談窓口の充実を図ります。

公平な要介護認定ができるよう調査員の資質を高め、サービス面においては居宅介護支援事業者とサービス事業者の連携強化に努めます。

在宅介護支援専門員の資質の向上に努め、介護サービスの効率的な利用促進を図ります。

(年金制度の充実)

国民年金など公的年金制度の安定的運営のために、未加入者・未納者の解消を図り、市民一人ひとりの将来の年金権の確保と、制度の基盤強化を図ります。

各種広報活動を通じ、公的年金制度の意義、役割の周知・啓発に努めるとともに、各種年金制度の充実を国に要望します。

(生活保護制度の充実)

多様なニーズを有する高齢者等の要援護世帯について、訪問頻度を高めることにより、ニーズの把握に努めるとともに、関係機関との連携を強め在宅福祉サービス等を活用した処遇の充実を図ります。

生活困窮世帯の自立助長を促進するため、ケースワーカーによる個別指導の徹底を図ります。社会福祉協議会、民生委員・児童委員、民生協力委員会などを中心とする地域活動と連携し、あらゆる生活相談体制を整備します。

(医療保険・福祉医療制度の充実)

医療保険制度については、21世紀の本格的少子高齢化社会においても、誰もが安心して良質な医療サービスを受けることができるよう、抜本的な改革が進められており、その方向に充分注意を図りながら制度の充実を図ります。

福祉医療制度についても、社会的弱者と呼ばれる受給者の精神的・経済的負担を軽減し、受給者の福祉の向上を図ります。



第3節 地域福祉を支える基盤整備

（成年後見制度等の活用）

判断能力が不十分な痴呆性高齢者、精神障害者および知的障害者等の保護を図るため、成年後見制度を積極的に活用します。

身寄りがない場合など当事者による申立が期待できない状況にあるものについては、社会福祉協議会が実施する地域福祉権利擁護事業も含め、制度の活用を図ります。

